

行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろすーBiblos

69号（平成27年7月）



特集 著作権（応用編）



表紙写真：(上) 国際協力機構（JICA）地球ひろばの様子

(下) 国際協力機構（JICA）図書館の書架

※国際協力機構（JICA）図書館の詳細については記事「国際協力機構（JICA）図書館を見学して」を参照

69号（平成27年7月） 目次

+++【特集：著作権（応用編）】+++++

著作物等のアーカイブ化促進を目指して

－文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の審議経過について

文化庁長官官房著作権課 星川明江 2

視覚障害者等へのテキスト化データ提供を目指して

日本点字図書館 澤村潤一郎 4

国立国会図書館電子情報部 原田久義

資料デジタル化に伴う著作権処理 インターネット公開のための作業を例として

国立国会図書館関西館電子図書館課 石塚陽子 6

+++++

【専門図書館紹介】

国際協力機構（JICA）図書館を見学して

支部農林水産省図書館 牧野幸子 9

日誌（平成27年3月～平成27年6月）

11

国立国会図書館刊行物紹介（平成27年3月～平成27年6月）

13

著作物等のアーカイブ化促進を目指して —文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の審議経過について

文化庁長官官房著作権課 星川 明江

1. はじめに

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下、「小委員会」という。）では、「知的財産推進計画 2014」¹等に示された検討課題を踏まえ、平成 26 年度に著作物等のアーカイブ化の促進に係る著作権制度上の課題について検討を行った。計 5 回の審議を経て、平成 27 年年 3 月、著作権分科会に審議経過の報告がなされたところである²。本稿では、図書館サービスに関係の深い部分を中心に、その審議経過を紹介する。

2. 国内機関から寄せられた要望

小委員会では、著作物等のアーカイブ化に係る著作権制度上の課題について把握するため、アーカイブに取り組んでいる施設からヒアリング等を行った。その際、国立国会図書館（以下、「NDL」という。）から、アーカイブ化の促進に係る課題がいくつか示された。

まず、著作物等の保存に係る課題については、NDL 以外の図書館等において NDL が所蔵していない資料のデジタル化を進めることが課題であるとの意見が示された。また、アーカイブした著作物等の活用については、NDL 以外の図書館等がデジタル化した、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下、「絶版等資

料」という。）を、NDL の実施している絶版等資料の図書館送信サービスによって他の図書館等に送信することができないかという点等が課題として挙げられた。

3. 著作物等の保存に関する検討

小委員会では、[著作権法](#)（以下「法」という。）第 31 条第 1 項第 2 号は、例えば所蔵する貴重な稀観本を保存のため複製する場合についても適用されると解されており³、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料については、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製することも、同号の「保存のため必要がある場合」に該当すると解されるのではないかという論点が示された。

これについて、消極的意見として、法第 31 条第 2 項に代替するような形で同条第 1 項第 2 号を広く解釈することは不自然であり、上記のような損傷等が始まる前に行う資料継承のための複製はむしろ法改正により認めることが適当ではないか等の意見が示された。一方で、積極的意見として、同号の「保存のため必要がある場合」というのは多義的であり、現に損傷している資料の保存のみならず、今

¹ 平成 26 年 7 月知的財産戦略本部決定「[知的財産推進計画 2014](#)」p.45

² 平成 27 年 3 月第 41 回文化審議会著作権分科会報告資料「[平成 26 年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について](#)」

³ 昭和 51 年 9 月著作権審議会第 4 小委員会（複写複製関係）報告書第 2 章 2

「貸出し、閲覧等の業務を行うためには、資料の適切な保存が図られる必要があり、そのため、既に所蔵している資料についての複製が認められるものであって、例えば、欠損・汚損部分の補完、損傷しやすい古書・稀観本の保存などの必要がある場合に複製を行うことができるものとしているものである。」

後劣化していく貴重な資料を可能な限り良好な状態で記録し保存しておく場合も含むものと解するべきであるとの意見や、稀覯本の保存のための複製が同号により認められると解されていることに鑑みれば、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料についても、稀覯本と同様に、同号による複製が認められると解することができるとの意見が示された。また、同条第2項が平成21年法改正により追加された経緯との関係については、同項は、NDLが、現に販売されている資料も含めてあらゆる所蔵資料について、所蔵後直ちに複製できることを明確化するために設けられたものであり⁴、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料のような代替性のない資料について、同条第1項第2号による複製が認められると解釈することを妨げるものではないとの意見があった。

以上を踏まえ、小委員会では、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料について、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製することは、法第31条第1項第2号により認められると解することが妥当であるとの結論を得た。これにより、公共・大学図書館等においても、所蔵資料を良好な状態で複製することが可能であることが示されたといえる。

4. 著作物等の活用に関する検討

NDL から示されたアーカイブ化した著作

⁴ [平成21年1月文化審議会著作権分科会報告書](#)「現行法では、図書館資料のデジタル化は、現に資料の傷みが激しく保存のために必要があれば、著作権法第31条第2号によって認められるが、国立国会図書館に納本された書籍等を将来にわたる保存のためにデジタル化することについては、納本後直ちにデジタル化することが認められるか必ずしも明らかではない。(中略)著作権法上、国立国会図書館が、納本された資料について直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である。」

物等の活用にあたっての課題について、NDL以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料を、NDLの行う図書館送信サービスにより、他の図書館等に送信することは、現行法上可能であるとされた。すなわち、絶版等資料については、法第31条第1項第3号により、公共・大学図書館等がNDLの求めに応じ、図書館資料の複製物を提供することが現行法上可能であることが示された。

また、NDLは、同条第2項の規定により提供された複製物を同条第3項に規定される図書館送信サービスのために専用サーバーに複製することが可能であり、その後、同項の規定により他の図書館等に自動公衆送信を行うことができると考えられる。

5. おわりに

上記のほかにも、小委員会においては、美術館や博物館等における著作物等の保存・活用に係る課題や、著作権者不明等の場合における裁定制度のさらなる見直しについて検討がなされた。

文化庁においては、今後、小委員会で示された各課題のうち制度的な解決の方向性が示されたものについて、関係団体等の意見も踏まえつつ、具体的措置の在り方について検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる予定である。

なお、NDLの図書館送信サービスの拡大に当たっては、どのようなものを絶版等資料として扱うかということも含め、関係者の意見を十分に聴取し利害調整がなされるべきである、との意見が小委員会において示されており、NDLの資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会等において実施に向けた具体的検討が進められることを期待したい。

(ほしかわ あきえ)

【特集・著作権（応用編）】

視覚障害者等へのテキスト化データ提供 を目指して

日本点字図書館 澤村 潤一郎

国立国会図書館電子情報部 原田 久義

1. デジタル化資料のテキスト利活用に関する実証実験

平成 22 年 1 月に施行された改正著作権法により、国立国会図書館を含む図書館等において視覚障害者等のための著作物の複製及び自動公衆送信が著作権者の許諾なく行えるようになった（[第 37 条第 3 項](#)）。

国立国会図書館ではその趣旨に沿い、視覚障害者等を対象としたデジタル化資料のテキスト利活用に関する実証実験を実施してきた。具体的には、平成 22 年度に実施した「[全文テキスト化実証実験](#)」、平成 24 年度の外部研究機関との協同による OCR¹認識率向上に向けた取組、平成 25 年度の OCR 読み取りテキストデータを基にした音声配信実験がそれである。

これらの実験結果から、画像データ（デジタル化資料）から OCR を用いてテキストデータを作成する方法の場合、実用に耐える認識率を得ることは、現時点における技術水準では困難であることが判明している。

一方、次項で述べるとおり日本点字図書館の「[アクセシブルな電子書籍製作実験プロジェクト](#)」（以下「本プロジェクト」という。）では、クラウドソーシング型図書校正システムの複数 OCR 結果の突合機能及び共同校正インターフェースによって、テキスト化の精度向上の効率化を実現している。

¹ 光学文字認識（Optical Character Recognition）

2. 日本点字図書館「アクセシブルな電子書籍製作実験プロジェクト」

[日本点字図書館](#) は、テキスト DAISY²等テキスト化データの製作効率化と利用促進を目的として、日本アイ・ビー・エム株式会社、東京大学大学院情報理工学系研究科廣瀬・谷川研究室、メディアドライブ株式会社の協力のもと、平成 25 年 10 月から本プロジェクトを開始した。

テキスト DAISY は、デジタルテキストからなるリフロー型電子書籍³である。見出しやページ単位でコンテンツ内を移動できる等のナビゲーション機能をもち、既存の DAISY 再生端末や PC ソフトウェアで、視覚障害者等の間で既に普及している音声 DAISY 形式の録音図書と同等の操作感で利用することができる。音声合成機能で読み上げさせて耳で聴いたり、文字のサイズや配色を変えて目で読んだり、障害の程度に応じて複数の方法で読むことが可能である。合成音声で読み上げる際に漢字等の誤読が避けられないという欠点はあるが、ソフトウェアによっては、漢字等の表記を一文字単位で読み上げさせて確

² DAISY（Digital Accessible Information System）は、視覚障害や学習障害等により印刷物を読むことが困難な人々のために開発されたアクセシブルな情報システムの国際標準規格。この規格で制作したコンテンツには、音声 DAISY、テキスト DAISY、マルチメディア DAISY の 3 種類がある。本稿では、テキスト DAISY を中心に述べる。

³ 画面サイズやフォントサイズの設定に応じて文章行の折り返し等のレイアウトが自動的に変更される形式。

認することができる。製作に点訳や音訳といった専門技能を要しない分、多くの場合数か月の製作期間を要する点字図書・録音図書より迅速な提供が期待できる。

本プロジェクトでは、原本のスキャン画像をOCR処理した際に生じるテキスト等の誤認識修正に、クラウドソーシング型図書校正システムを導入している。2ないし3種類のOCRソフトウェアによる認識結果を突合して得た校正対象を3種類に自動分類し、それらを不特定多数の参加ボランティアに確認・修正してもらうことで、テキストDAISYのもととなるデジタルテキストの校正の迅速化・効率化を図っている。

また本プロジェクトでは、Web上のオープン・コミュニティを参加者の活動基盤としている。ここで障害当事者は、読みたい図書・資料のテキストDAISY化リクエストができ、ボランティアは校正作業のほか、作業に関する質問や情報交換ができる。このように、Web上でいつでも気軽にコミュニケーションができる仕組みを用意することで、テキストDAISYの利用促進と、ボランティア活動の活性化を図っている。

3. 視覚障害者等へのテキスト化データ提供に係る実験の概要

平成27年3月11日に、日本点字図書館と国立国会図書館は協力に関する覚書を取り交わした。

この覚書に基づき、平成27年度は本プロジェクトに係るシステムを日本点字図書館から国立国会図書館へ移管し、日本点字図書館が行ってきた従来のテキストDAISY製作に加えて、以下の実験を協力して実施する。

国立国会図書館デジタル化資料テキスト化データの視覚障害者等向け提供実験として、国立国会図書館のデジタル化資料5タイトル

を、本プロジェクトのフローでテキストDAISY化する。この中には旧字資料や学術文献録音図書⁴として製作実績のある資料も含まれる。

その後、OCR処理やクラウドソーシング型図書校正システムでの作業等に要したコストを試算し、日本点字図書館での製作実績や商用電子書籍の外注製作相場と比較して、国立国会図書館デジタル化資料等の全文テキスト化に対するシステムの有効性を評価する。

また、製作したテキストDAISYを本プロジェクトのコミュニティ・サイトや[サピエ図書館](#)で配信し、アンケートやダウンロード数の調査等を通じて利用者満足度を評価する。

その他、視覚障害者等用データ(DAISY/テキスト)の製作を行っている複数機関にシステムの利用希望やニーズ、必要なシステム要件をヒアリングし、システム利用による視覚障害者等向け資料の製作促進可能性を検証する。

日本点字図書館と国立国会図書館は以上の実験を今後継続して実施することにより、課題であるテキスト化の精度向上の実現、他の図書館等における視覚障害者等向け資料製作の効率化の可能性を検証していく予定である。

(さわむら じゅんいちろう/
はらだ ひさよし)

⁴ 視聴覚障害者等の利用に供するため、図書館等を通じた利用者からの申込みに応じて、国立国会図書館が所蔵する専門的な学術文献をDAISY規格で製作した録音図書。

資料デジタル化に伴う著作権処理

インターネット公開のための作業を例として

国立国会図書館関西館電子図書館課 石塚 陽子

はじめに

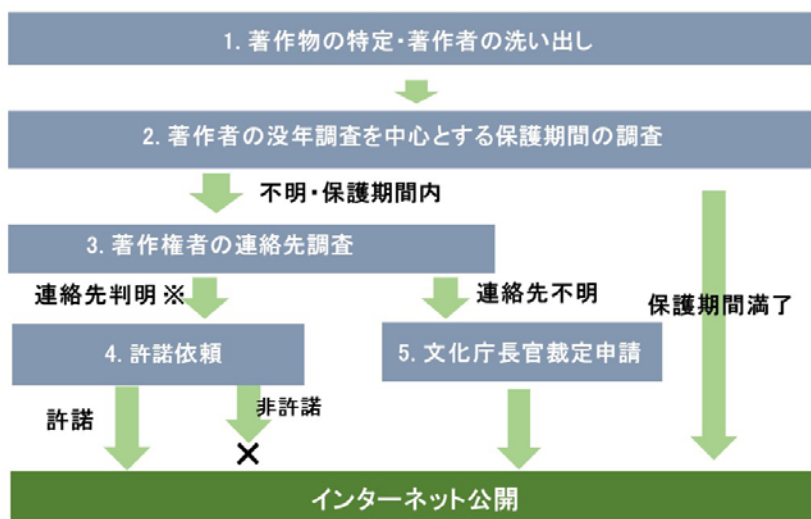
国立国会図書館（以下、「当館」という。）は、当館資料のデジタル化について、平成 21 年の著作権法（以下、「法」という。）改正により、利用による資料の劣化を防ぐ等の目的のために、著作権が保護期間内の資料や保護期間内かどうか不明な資料であっても、権利者の許諾を得ずにデジタル化をすることが認められている（法第 31 条第 2 項）。デジタル化した資料は当館内で閲覧に供しているほか、絶版等で入手困難な資料は、[図書館向けデジタル化資料送信サービス](#)に参加する図書館等に送

信し、各館で閲覧が可能となっている。

当館ではこのような形でデジタル化、及びそれにより作成されたデジタル化資料の提供を行っているところであるが、より広く提供できるように、著作権処理を行ってインターネットで公開する事業も進めている。

デジタル化資料は様々な形での利活用が可能であるため、各図書館等が著作権処理作業に至る目的は多岐に渡ると思われるが、ここでは当館におけるインターネット公開事業を例にとって、そのための著作権処理の流れを御説明したい。

著作権処理の作業の流れ



※没年不明の著作者については、3の調査で連絡先が判明した場合は、まず没年照会を行い、保護期間満了であればそのままインターネット公開、保護期間内であれば4の許諾依頼を行う。

著作権処理の流れ

現在、当館では、戦前に刊行された図書を中心に、インターネット公開するための著作権処理を行っている¹。その作業の流れは、以下のとおりである。

1. 著作物の特定・著作者の洗い出し
2. 著作者の没年等の保護期間に関する調査
3. 著作権者の連絡先調査
4. 許諾依頼
5. 文化庁長官裁定申請

¹ 現在はインターネット公開と合わせて、当館内での全文印刷についても許諾を得るようにしている。

これらの作業の流れについては、文中に付した図も参照いただきたい。

最終的には、

- A 著作権の保護期間が満了している
- B 著作権者の許諾を得ている
- C 文化庁長官裁定を受けている

のいずれかを満たしていれば、インターネット公開が可能となる。

以下では、1 から 5 のそれぞれの作業について、御説明したい。

1. 著作物の特定・著作者の洗い出し

これは、実際に資料を見て、どのような著作物があるかを確認し、個々の著作物の著作者を洗い出していく作業である。

著作物でないもの、すなわち『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』（法第 2 条）に該当しないものや、著作物であっても著作権保護の対象ではないもの（法第 13 条）は、著作権処理は必要ではない²。

資料によっては、複数の著作物によって構成されている場合がある。例えば、本文の他に挿絵、序文、跋文、装幀、楽譜等様々な著作物が含まれる場合、それらはすべて別個の著作物となるので、これらに対応する全ての著作者を洗い出していく必要がある。

2. 著作者の没年等の保護期間に関する調査

次に、洗い出した著作物の著作権保護期間を確認するために、著作者の没年調査を行う。その方法には、

- ・名簿、名鑑類といった文献での調査
- ・インターネット情報の確認
- ・[著作権等管理事業者](#)³や著作物の分野に係る学会等への照会
- ・広く一般から情報を求める公開調査等がある⁴。

著作権の保護期間は、現行法では原則として著作者の死後 50 年である⁵。著作者が外国人である時は、[戦時加算](#)⁶が必要な場合もある。団体名義の著作物や周知でない変名、もしくは無名の著作物の場合などは、公表後 50 年となっている⁷。

また、正確な没年が不明であっても、保護期間が満了していると判断できる場合もある。例えば A という著作者の没年を調べている際に、ある雑誌に「故 A 先生を追悼して」という記事が掲載されているのを発見した場合、それが掲載された時点で A は亡くなっていたことが判明したことになる。すなわち、その雑誌の刊行年月日から 50 年経っていれば、A の保護期間は満了しているとみなすことができる。

² 前者の例としては単なるデータ（例えば「富士山の標高 3,776 m」）、表現されていないアイデア等、後者の例としては憲法その他の法律の条文、裁判所の判決等が挙げられる。

³ 著作権が保護期間内の場合は著作者が権利処理を委託している場合もあるので、委託していないかを事前に確認する必要がある。

⁴ これらの調査は、⁵で述べる文化庁長官裁定を申請する際にも前提として必要となる調査である。また、最後に挙げた公開調査は、日刊新聞紙への掲載もしくは[公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のウェブサイト](#)への掲載（CRIC のウェブサイトへ広告を出し、申請者が管理するウェブサイトへリンクさせるのでも可）のいずれかと定められている。当館では HP で[公開調査](#)を実施し、上記 CRIC のウェブサイトからリンクを貼っているので、参考までに紹介する。

⁵ 例えば 1998 年 12 月 12 日に亡くなった場合、2048 年 12 月 31 日までが保護期間となり、2049 年 1 月 1 日から自由に利用できるようになる。

⁶ 第 2 次世界大戦前または大戦中に、アメリカ合衆国等の連合国、連合国民が取得した著作権については、大戦中に日本が保護していなかったという理由でその期間分保護期間を加算することになっている。国によって異なるが、約 10 年加算される場合が多い。

⁷ 詳細は 文化庁 HP ([著作者の権利の発生及び保護期間について](#))、CRIC の HP ([著作権の保護期間はどれだけ？](#)) 参照

3. 著作権者の連絡先調査

著作権が保護期間内であったり、没年が不明等で保護期間が確認できなかつたりする場合には、インターネット公開のための許諾に係る依頼状の送付や没年についての照会に先立ち、著作権者の連絡先を調査する。この調査自体は前項2と同様の方法で行う。

4. 許諾依頼

前項3の作業で連絡先が判明した場合、著作権が保護期間内であれば、著作権者に著作物利用の許諾依頼状を送付して回答を得る⁸。当館では、事業のパンフレットと回答書、返信用封筒等を送付している。回答書には、利用条件及び対象となる全著作物の一覧を記載するとともに、許諾の応否、著作権者の氏名、連絡先、回答日付の記入欄を設けている。

また、住所等の個人情報をもどのように当館が把握したのか、という情報の入手先（情報源）もお知らせするようにしている⁹。

5. 文化庁長官裁定申請

前項2、3のような調査を行っても没年や著作権者の連絡先が不明である場合には、[文化庁長官の裁定](#)を受け、補償金を供託してインターネットで公開することができる（法第67条第1項）¹⁰。その手続きについては、文

化庁作成の[「裁定の手引き」](#)を参照されたい。

この裁定制度は平成26年8月に改正されて手続きが簡素化されたため、利用がしやすくなった。例えば、デジタル化資料のインターネット公開（公衆送信）については、以前は実務上、利用年限の上限が5年とされており、継続する場合には改めて申請をして裁定を受け直す必要があった。現在は改正により利用年限を申請者の方で決められるようになったほか、年限の延長についても、あらかじめ申請内容に含めることにより補償金の追加供託のみで可能となった¹¹。

おわりに

以上のような一連の作業により、当館ではデジタル化資料のインターネット公開を行っている。紙の資料の場合、それを所蔵している図書館に足を運ばないと閲覧できない。しかしデジタル化され、インターネットで公開されていれば、世界中のどこでも、インターネットに接続できる端末さえあれば閲覧することができる。著作権処理は非常に手間と時間のかかる地道な作業ではあるが、図書館の蔵書が国民共有の文化的資産であることを鑑みると、その利活用の機会を国内、さらには海外に広く保障する、大変意義のあるものと言えるだろう。

（いしつか ようこ）

⁸ 没年が不明の場合は、まず没年を照会する必要がある。没年の調べ方については『びぶろす』67号参照。

⁹ 著作権者が情報源について気にかける場合があるためである。

¹⁰ 裁定を受けて公開している著作物については、本裁定を受けた旨と裁定のあった年月日を明示しなくてはならない（法第67条第3項）。

¹¹ 裁定制度は今後更に大きく改正され、利用しやすくなる可能性もある。[平成27年2月26日の知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会（第8回）において文化庁著作権課が提示した資料](#)の6ページの2.(2)には、その時点での改正案が記載されている。その後、平成27年6月14日付日本経済新聞朝刊は、公的機関等に対象を絞った上で権利者への補償金を後払いにするよう著作権法が改正され、また一度裁定を受けた著作物が簡単に再利用可能となる見込みであることを報道している。

【専門図書館紹介】

国際協力機構（JICA）図書館を見学して

支部農林水産省図書館 牧野 幸子

1. はじめに

平成 27 年 3 月 5 日、平成 26 年度行政・司法各部門支部図書館職員特別研修の一環として行われた「独立行政法人 国際協力機構（JICA）図書館（以下「[JICA 図書館](#)」といいます）および [JICA 地球ひろば](#) 見学」を参加させていただきました。以下に見学会の内容についてご報告します。

2. JICA 図書館

JICA 図書館は、[国際協力機構](#) の職員、海外派遣専門家、ボランティア、コンサルタント、そのほか NGO 等様々な立場で国際協力に業務としてかかわる人々を支援する専門図書館です。



開架スペース

蔵書数は、およそ 18 万冊で、そのうち 2,000 冊を開架、それ以外は閉架となっています。所蔵の半分以上を占める JICA 作成報告書の 95%が電子化されており、電子化資料については、[同館の HP](#)でプリントアウト、ダウンロードが可能となっているそうです。

蔵書についての問合せは、国ごとのものが

多いことから、書架は国別に整理されており大変見やすいものとなっていました。

加えて HP では、現地に派遣している専門家から、[生活情報](#)、[医療情報](#)なども情報収集し提供もしているそうです。

また、赴任中の専門家やボランティアの要望を受け、資料、書籍を購入・発送もしているそうです。そのほか、在外事務所からの相談を受けて、簡単な図書整理マニュアルの作成も行っているとのことでした。



国ごとに整理された書架

3. JICA 地球ひろば

[JICA 地球ひろば](#) は、平成 24 年 10 月に渋谷区広尾から市ヶ谷ビルに移転し再オープンしました。図書館と隣合わせに展示スペースを設けて活動しています。

私達が見学した時は、世界各国の農業や食文化について紹介されており、現地で実際に使われている日用品や農具等の展示の他、直接触って体験できる遊具等が置かれ、子供から大人まで興味が持てる内容だと思いました。見学当日も、実際に海外青年協力隊等で派遣経験のある職員の説明を熱心に聞いて学んでいる学生の方の姿を目にしました。



地球ひろば展示

また、1階の閲覧室奥の書庫とは別に、駐車場を改装して書庫を確保するなど、組織として図書館運営に力を入れているそうです。

最後になりましたが、丁寧なご説明と有意義な見学会を開いていただきました JICA 図書館、JICA 地球ひろばの方々に心より御礼申し上げます。

(まきの さちこ)

4. おわりに

JICA 図書館は、現在各国に派遣されている人、これから赴く人、また海外協力に興味のある人にとって欠かせない情報を提供しているといえるでしょう。

1階にある図書館は、従来イメージされる図書館と比べると非常に綺麗で、利用者が立ち寄りやすいと感じました。また、室内は白を基調とし、清潔で明るく、利用者が快適に利用出来る空間となっていました。

一般者が利用できる図書館の他にも、研究者の方がすぐに必要な資料が見られるようにと4階フロアに「研究図書室」があります。こちらは図書館職員が在駐していませんが、専用の貸出返却機を導入しており、図書館職員及び研究者双方の貸出返却手続きの負担が減り、これからの図書館運営に非常に参考となると思います。



本をかざして貸出・返却が行える。

日 誌 (平成 27 年 3 月～平成 27 年 6 月)

平成 27 年	3 月 13 日	平成 26 年度第 2 回中央館・支部図書館協議会幹事会
	3 月 23 日	平成 26 年度第 2 回中央館・支部図書館協議会
	3 月 30 日	支部図書館長異動 最高裁判所図書館長 平木 正洋 (前 今崎 幸彦)
	4 月 1 日	国立国会図書館人事異動 総務部長 山田 敏之 (前 石川 武敏) 支部図書館長異動 内閣府図書館長 戸崎 良一 (前 桐原 健郎) 総務省統計図書館長 小松崎 隆 (前 近藤 功) 気象庁図書館長 大林 正典 (前 長谷川 直之)
	4 月 2 日	「会計検査職員新採用研修」での出張説明を実施 「人事院新採用職員研修」での出張説明を実施
	4 月 6 日	「総務省新規採用職員(一般職)研修」での出張説明を実施 「文部科学省新規採用職員等研修」での出張説明を実施
	4 月 9 日	「国土交通省総合課程新採用職員(本省一般職)研修」での出張説明を実施
	5 月 15 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 I 「支部図書館制度等に関する説明会」「国立国会図書館の見学」
	5 月 19 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 II 「利用者サービス案内の基礎」 「NDL-OPAC の検索、各種サービスと申込方法」
	5 月 22 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 I・II ※5 月 15 日、19 日と同様の内容を一部短縮して開催
	5 月 26 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修 III 「国立国会図書館における複写サービスと著作権」 「調べ案内ーレファレンスツールの基礎」「交流会」
	6 月 3 日	「気象庁平成 27 年度初任職員研修」での出張説明を実施
	6 月 5 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「アジア経済研究所図書館の図書館運営」 (館外講師：二階 宏之(アジア経済研究所図書館))
	6 月 9 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「図書館資料の保存のための講義及び実習(予防的保存を中心に)」
	6 月 12 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修 「レファレンスサービスー科学技術分野」 「レファレンスサービスー新聞情報」
	6 月 15 日	平成 27 年度第 1 回兼任司書会議
	6 月 16 日	平成 27 年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修

		「目録法入門」
6月17日	平成27年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修	「レファレンスサービス—経済社会分野」 「レファレンスサービス—人文分野」
6月19日	平成27年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修	「分類法入門」
6月22日 ～23日	平成27年度専門図書館協議会通常総会・全国研究集会	
6月26日	平成27年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修	「レファレンスサービス—判例の探し方」 (館外講師：藤井 康子 (大宮法科大学院大学))
6月29日	平成27年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修	「レファレンスサービス—法令の探し方」 「著作権と図書館業務」(館外講師：星川 明江 (文化庁長官官房著作権課)) 「報告・懇談会」

国立国会図書館刊行物紹介（平成 27 年 3 月～平成 27 年 6 月）

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成 27 年 3 月～平成 27 年 6 月の間に公開された記事の一部を紹介します。

[『国立国会図書館月報』](#)

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004 年 4 月以降は PDF 形式でご覧いただけます。

- 図書館を「見える化」する レファレンス協同データベース事業 ([650 号 \(2015 年 6 月\)](#))
- デジタル文化資源の情報基盤を目指して ([649 号 \(2015 年 4/5 月\)](#))
- 特集 東日本大震災に関する記録の継承 ([648 号 \(2015 年 3 月\)](#))
- ・ ([2015 年刊行分一覧](#))
- ・ ([2014 年刊行分一覧](#))

[『調査と情報』－Issue Brief－](#)

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.868 「[成長戦略の経緯と論点](#)」 (2015.5.19)
- No.867 「[農業生産法人をめぐる現状](#)」 (2015.5.7)
- No.866 「[PM2.5 による大気汚染の現状と対策](#)」 (2015.4.28)
- No.865 「[労働時間法制の見直しの主要論点](#)」 (2015.4.23)
- No.864 「[食料自給率と新たな指標－平成 19 年以降の動向と食料自給力の指標化－](#)」 (2015.4.14)
- No.863 「[米英独仏の決算制度](#)」 (2015.3.31)
- No.862 「[欧州債務危機と銀行同盟－金融システムの安定化と金融市場の統合へ－](#)」 (2015.3.31)
- No.861 「[二院制諸国における選挙制度・任命制度](#)」 (2015.3.27)
- No.860 「[日米同盟の抑止態勢をめぐる現状と課題](#)」 (2015.3.25)
- No.859 「[東電支援をめぐる問題](#)」 (2015.3.25)
- No.858 「[民法上の親子関係を考える－嫡出推定・無戸籍問題・DNA 検査・代理出産－](#)」 (2015.3.24)
- No.857 「[政府間税源配分と付加価値税](#)」 (2015.3.24)
- No.856 「[最近の主な日本国憲法改正提言－平成 25 年 1 月～平成 26 年 12 月及び補遺－](#)」 (2015.3.23)
- No.855 「[教員免許・養成制度をめぐる議論－時代に対応した教員資格制度の構築－](#)」 (2015.3.23)
- No.854 「[「忘れられる権利」をめぐる動向](#)」 (2015.3.10)
- No.853 「[主要国の憲法改正手続－12 か国の憲法の特徴を探る－](#)」 (2015.3.5)
- No.852 「[模倣品・海賊版対策の現状と課題](#)」 (2015.3.3)
- ・ ([2015 年刊行分一覧](#))
- ・ ([2014 年刊行分一覧](#))

『外国の立法』

諸外国の立法動向を簡潔にまとめています。季刊版と月刊版があります。

- 「[イギリスにおけるデータ保全及び調査権限法の制定—EU データ保全指令の無効裁定を踏まえて—](#)」(No.264 (2015年6月：季刊版))
- 「[【アメリカ】オバマ政権による「国家安全保障戦略」報告の発表](#)」(No.263-2 (2015年5月：月刊版))
- 「[【アメリカ】サイバーセキュリティ情報の共有を促す大統領令](#)」(No.263-1 (2015年4月：月刊版))
- 「[アメリカの2011年予算管理法](#)」(No.263 (2015年3月：季刊版))
・・・他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- ・2015年5月：月刊版 [短信](#)
- ・2015年4月：月刊版 [短信](#)
- ・([2015年刊行分一覧](#))
- ・([2014年刊行分一覧](#))

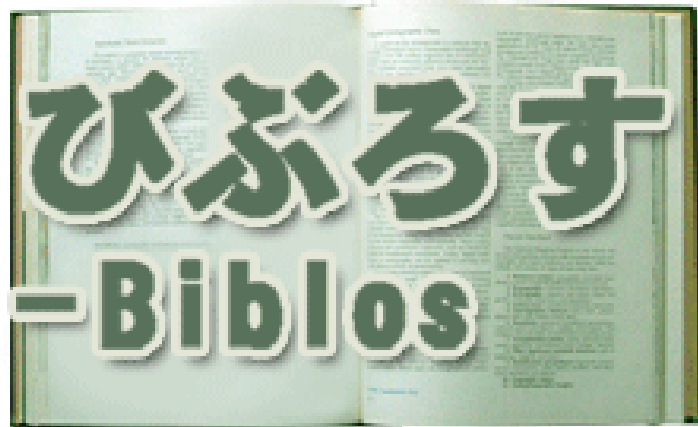
『カレントアウェアネス』

図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説・レビューする情報誌です。

- 「[読書条例制定の動きについて](#)」(No.323 (CA1840-CA1846) 2015.3.20)
- ・・・他

※※次号『びぶろす』70号のお知らせ※※

2015年10月発行予定です。



69号

平成27年7月

発行 / 国立国会図書館総務部

ISSN : 1344-8412

web版ではリンクをご活用いただけます

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan